

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 特別徴収対象被保険者の資格喪失等に係る通知の作成について

(合計 本紙含め2枚)

vol. 103

平成13年3月7日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしく願いいたします。

事 務 連 絡

平成13年3月7日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

社会保険業務センター

総務部企画調整課

特別徴収対象被保険者の資格喪失等に係る通知の作成について

介護保険料の年金からの特別徴収に係る事業運営につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

特別徴収対象被保険者が特別徴収の資格を喪失した場合については、介護保険法第138条及び介護保険法施行規則第155条の規定により、特別徴収義務者（年金保険者）に通知することとされています。

当該通知については、昨年8月以降、毎月20日までに磁気媒体により通知していただいているところですが、資格喪失の事由を設定する「各種区分」欄に「02(転出)」等の場合であっても「01(死亡)」と誤って設定されている事例が発生しております。

つきましては、「介護保険料の年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書」に基づき、適正な情報を収録のうえ通知されますよう、貴都道府県内市町村に対し周知の程よろしくお願いいたします。

特に、今月提出していただく当該通知は、「介護特別徴収対象者の通知」の作成処理に反映されることとなりますので、御留意いただきますようよろしくお願いいたします。